

証券コード 8105
2025年6月10日

株主各位

本社所在地：東京都墨田区横網一丁目10番5号

堀田丸正株式会社
取締役社長 鈴木隆之

第121回定時株主総会の招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第121回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスの上、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.hotta-marusho.co.jp>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「招集通知」「第121回定時株主総会の招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認下さい。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認下さい。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.ipx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「堀田丸正」または「コード」に当社証券コード「8105」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認下さい。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を

行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月24日（火曜日）午後5時45分までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時30分

(開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないよう
ご注意ください。)

2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目6番1号

国際ファッションセンター11階 111号室

(会場が前回と異なっておりまますので、末尾の「会場のご案内図」を
ご参照いただき、お間違えのないようにご注意ください。)

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第121期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第121期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面（郵送）による議決権行使の場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月24日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送下さい。各議案につき賛否が表示されていない場合には、賛成の表示があつたものとしてお取り扱いいたします。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2025年6月24日（火曜日）午後5時45分までに行使して下さい。

(3) インターネットと書面（郵送）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 当社は、法令及び定款第17条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項を当社ウェブサイト (<https://www.hottamarusho.co.jp>) 及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主様に送付する書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコン及び携帯電話をご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

●バーコード読み取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード[®]」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。
(QRコードは、株式会社デンソーウエーブの登録商標です。)



(2) スマートフォンをご利用の方

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権行使できます。

なお、一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は2025年6月24日（火曜日）午後5時45分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

- (2) インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 午前9時～午後9時)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
 - ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせ下さい。
 - イ. 証券会社の口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行部
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く)

事 業 報 告

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業の全般的状況

当連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日）における我が国経済は、雇用・所得環境の改善がみられる中、緩やかな回復基調で推移いたしましたが、エネルギー・資源価格の高止まり、国内物価上昇に加えて米国の今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動に加え、中国経済でも、個人消費が持ち直す一方で不動産不況が足かせとなるなど先行き不透明な状況にあります。

このような状況の中、当社グループは中長期視点での価値創造を前提とした事業の選択と集中・投資を継続的に推進するとともに投資と構造改革を両輪で推進してまいりました。

事業の選択と集中の一環として、当社グループのコア事業であるファッショング事業ならびにマテリアル事業に経営資源を集中させることを目的とし、2023年6月30日にライフスタイル事業のギフト部門を会社分割、同分割会社の株式を譲渡いたしました。またファッショング事業においてPB・ODM品を強化するとともにD2C事業への投資を継続、マテリアル事業においては、海外売上拡大に向けた人財投資、取引先の開拓、撫糸の企画開発等を推進してまいりましたが、残暑・暖冬による消費者の購買行動の変化によりそれぞれの季節商材の初動にも大きな影響を及ぼし、ファッショング卸事業ならびにマテリアル国内事業において受注が伸び悩む要因となりました。加えて、きもの事業における得意先倒産などもあり、ギフト事業売却による減収分を補うことができず売上高ならびに売上総利益が減少、人件費等の固定費は減少しましたが百貨店との取り組み店舗増加により販売経費が増加いたしました。

また、新たな収益源の創出として、EC事業を立ち上げBtoC向けのブランドビジネスを開拓してまいりましたが、2024年8月に新たな経営体制に移行し、事業環境を再度精査した結果、今後の事業継続性および成長性の厳しい事業である、新規ブランド事業のうち『ReCHARELL（リシャレル）』、『Kanauua（カナウア）』及びニットブランド『equo（エクオ）』の撤退と海外子会社堀田上海有限公司において、事務所の移転及び人員削減を行うことによる構造改革費用の計上及びきもの事業での得意先倒産に係る貸倒引当金繰入額の計上を行っております。

この結果、売上高30億98百万円（前期比16.1%減）、営業損失は3億55百万円（前期は営業損失1億90百万円）、経常損失は3億円（前期は経常損失1億30百万円）、また、構造改革費用及び貸倒引当金繰入を特別損失に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失4億7百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益19百万円）となりました。

② 事業別の営業概況

きもの事業は、百貨店との取引拡大のため売場の1社体制を推進し、専門店は顧客分析に基づく品揃えならびに非呉服品を含む新規商材の投下による催事の活性化・収益力強化を継続的に推進してまいりました。百貨店部門は、新規取引先の拡大や既存売場における1社体制の構築などを推進してまいりましたが、大手百貨店の営業方針転換に伴い、売場閉鎖が発生しました。専門店部門は非呉服などの催事施策を構想しましたが、大手量販店の倒産により売上高は減少となりました。この結果、売上高は6億29百万円（前期比17.3%減）、百貨店売場拡大のため販売費の増加により、営業損失は96百万円（前期は営業損失54百万円）となりました。

ライフスタイル事業は、ヘルスケア部門においては、原料価格の高騰を受け、収益力強化のためOEMの受注に注力いたしました。商品切り替えに伴い当四半期の受注数としては減少、また新商品開発への投資を進めたこと及び東北地区におけるギフト部門を2023年6月30日付けで売却したこともあり減収減益となりました。この結果、売上高43百万円（前期比64.7%減）、営業損失は7百万円（前期は営業利益0百万円）となりました。

ファッショングループ事業におけるミセス部門は、残暑や暖冬の影響により季節商材の初動が遅れ、ダウンなどの重衣料の販売が低調に推移したほか、百貨店を中心とした催事販売も振るわない結果となりましたが、新たな通販会社との取組みやオリジナル商品の受注・販売は堅調に推移いたしました。百貨店SHOP事業は、出店加速・MD強化のための人財投資もあり増収減益となりました。ファッショングループ事業は、一部ブランドの撤退を実施したものの、新たなTV販売の推進などにより、増収増益となりました。この結果、売上高14億85百万円（前期比0.2%増）、営業損失は30百万円（前期は営業利益0百万円）となりました。

マテリアル事業は、上海事業において中国国内の景気減速に伴い、大手取引先からの受注大幅減が影響し減収減益、国内事業において中国内需向けの受注減、コロナ感染症以降の各アパレルメーカーの在庫調整などもありアパレル各社からの受注も低調となったこともあり、減収減益となりました。この結果、売上高9億29百万円（前期比29.5%減）、営業損失は53百万円（前期は営業利益31百万円）となりました。

事業の種類別セグメントの売上高内訳

部 門	当連結会計年度(2024年4月～2025年3月)		前 期(2023年4月～2024年3月)	
	金額	構成比	金額	構成比
き も の 事 業	百万円 629	% 20.3	百万円 760	% 20.6
ラ イ フ ス タ イ ル 事 業	43	1.4	124	3.4
フ ア ッ シ ェ ン 事 業	1,485	48.0	1,482	40.1
マ テ リ ア ル 事 業	929	30.0	1,318	35.7
そ の 他	10	0.3	8	0.2
合 計	3,098	100	3,693	100.0

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおり
であります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
該当事項はありません。
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度において、営業損失3億55百万円及び経常損失3億円、親会社株主に帰属する当期純損失4億7百万円を計上する結果となりました。

当社グループの業績は、当連結会計年度まで7期連続で営業損失及び経常損失を計上しております。

そのため、過去の業績も考慮し、継続企業の前提に関する注記を開示するまでに至りませんが、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社グループといったしましては、来期の利益計画において、連結営業利益の黒字化を見込んでいるとともに、保有現預金から資金計画上、継続企業の前提に関する不確実性は認められないものと判断しております。

連結営業利益の黒字化に向けては、下記の戦略を考えております。

対処すべき課題といったしまして、依然として不透明な経営環境の中、コア事業における収益力の向上を図るとともに将来の成長に向けた投資を進める一方、継続したコスト削減を進め、安定的・継続的に利益を創造する体制を構築してまいります。

具体的には、

- ①マテリアル事業においては、製品企画提案強化とセカンドラインの開発によるビジネス領域拡大ならびに海外売上獲得に向けた投資を推進
- ②ファッショング事業においては、卸事業でPB商品強化、店舗事業はシニア・ミセスファッショングに特化、新たなビジネスモデルの確立
- ③きもの事業においては、百貨店及び量販店との取引拡大ならびに浴衣リユース品のビジネスモデル確立

上記の経営戦略を実行し、経営基盤の更なる安定と成長を目指して鋭意努力してまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(9) 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第118期 2022年3月期	第119期 2023年3月期	第120期 2024年3月期	第121期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売上高(百万円)	3,701	3,867	3,693	3,098
経常損失(△)(百万円)	△147	△69	△130	△300
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	△207	△78	19	△407
1株当たり当期純利益(円) 又は当期純損失(△)	△3.70	△1.39	0.35	△7.24
総資産(百万円)	3,821	3,694	3,803	3,330
純資産(百万円)	3,090	3,026	3,062	2,675
1株当たり純資産(円)	54.94	53.81	54.46	47.57

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

i) 親会社との関係

当社の親会社はRIZAPグループ株式会社であり、同社は当社の株式を35,000,000株（出資比率58.69%）保有しております。当社と同社は役員の兼務等の関係があります。当社と同社の主な取引としては、当社は同社に短期貸付金として資金の貸付を行っております。

親会社と当社との間には、事業活動を行う上での承認事項等、当社の重要な財務及び事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

ii) 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しておりますので、妥当性があり当社の利益を害さないものと考えております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、社内規定に基づき、親会社から独立して意思決定を行っており、意思決定手続きの正当性については問題ないものと判断しております。当社と支配株主

が取引を行う場合には、市場相場等を参考に双方協議の上合理的に決定したものを社内規定に基づき取締役会等に付議、決定しております。親会社及びグループ会社との取引において重要な事項がある場合は、少数株主保護の観点から特別委員会で審議され、意見書を取締役会に提出しております。

特別委員会は当社と利害関係のない弁護士を議長とし、委員は当社と利害関係のない弁護士及び社外取締役勝浦敦嗣を選任し、特別委員会には社外取締役監査等委員関根明子、杉山義勝及び常勤監査等委員伊井三喜男も出席しております。

取締役会は特別委員会から提出された意見書をもとに親会社との取引について少数株主保護の観点及び法令等に対して問題の有無を確認し審議、決議されております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

当該事項はありません。

iii) 親会社との間の重要な財務及び事業の方針に関する契約等に関する事項

当社は親会社との間に貸出コミットメント契約を締結しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 な 事 業 内 容
堀田（上海）貿易有限公司	千元 1,655	% 100.00	意匠撫糸事業（意匠撫糸の製造・卸売販売）

(11) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社及び連結子会社は主に和装品、宝飾品、和装小物等の卸売販売、婦人洋品等の製造・卸売販売、ヘルスケア商品等の卸売販売及び意匠撫糸の製造・卸売販売、横ネットの企画・卸売販売を行っております。

事業内容と当社及び関係会社の位置付けは次のとおりであります。

- | | |
|-----------|--|
| きもの事業 | : 留袖、訪問着、振袖、袋帯等の和装品、宝石、貴金属等の指輪、ネックレス等の宝飾品、帯揚げ、帯〆、半衿、草履、着付小物等の和装小物品を卸売販売しております。
当社が企画及び販売しております。 |
| ライフスタイル事業 | : マットレスを中心としたヘルスケア商品を卸売販売しております。 |

ファッション事業

当社が企画及び販売しております。
：ブラウス、ニット、スカート、パンツ、ワンピース、
スーツ等の婦人洋品と横ニットの企画・卸売販売、
ホームファッショ等の卸売販売、D2C事業をしており
ます。

マテリアル事業

当社が製造・販売しております。
：リングヤーン、シャギーヤーン、ポーラヤーン、特殊
紡績糸を製造・卸売販売しております。

当社が製造・販売するほか、堀田（上海）貿易有限公
司が製造・卸売販売しております。

(12) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
堀田丸正株式会社	本 社 東京都墨田区横網
	京 都 支 店 京都府京都市南区吉祥院中島町
	厚 木 支 店 神奈川県厚木市岡田
	大 阪 支 店 大阪府大阪市中央区瓦町
	福 岡 支 店 福岡県福岡市東区多の津
	一 宮 支 店 愛知県一宮市花池

② 子会社の事業所

名 称	所 在 地
堀田（上海）貿易有限公司	本 社 中華人民共和国上海市

(13) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数 (名)	前期末比増減 (名)
き も の 事 業	34	7 増
ライ フ ス タ イ ル 事 業	1	—
フ ア ッ シ ョ ン 事 業	23	7 減
マ テ リ ア ル 事 業	20	3 減
全 社 (共 通)	7	3 減
合 計	85	6 減

(注) 1. 上記には、期中平均人員数32名の嘱託及び臨時従業員は含まれておりません。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない営業部門及び管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
合計または平均	77名	5名減	51.12歳	15.1年

(14) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況（2025年3月31日現在）

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 59,640,348株（うち自己株式 3,396,007株）
- ③ 株主数 7,611名
- ④ 上位10名の株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
RIZAPグループ株式会社	35,000,000	62.23
株式会社ヤマノホールディングス	1,937,000	3.44
何 積橋	460,000	0.82
松井証券株式会社	308,900	0.55
楽天証券株式会社	267,100	0.47
GMOクリック証券株式会社和田 修	221,600	0.39
株式会社SBI証券	214,225	0.38
和田 修	186,600	0.33
株式会社ヤマノビューティメイトグループ	179,400	0.32
岡田 秀一	178,000	0.32

(注) 1. 当社は、自己株式を3,396,007株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	鈴木 隆之	RIZAPグループ㈱取締役 RIZAP㈱取締役執行役員 RIZAPインベストメント㈱取締役副社長 RIZAPテクノロジーズ㈱代表取締役社長 REXT Holdings㈱取締役副社長執行役員 REXT㈱取締役副社長執行役員 ㈱湘南ベルマーレ取締役 夢展望㈱取締役 ㈱サンケイリビング新聞社取締役
取締役	勝浦 敦嗣	弁護士法人勝浦総合法律事務所代表社員 ㈱ダイレクト・リンク社外取締役
取締役（常勤監査等委員）	伊井三喜男	
取締役（監査等委員）	杉山 義勝	㈱足利銀行社外取締役（監査等委員） ㈱DYM監査役
取締役（監査等委員）	関根明子	㈱Aer代表取締役

- (注) 1. 取締役勝浦敦嗣氏並びに取締役（監査等委員）杉山義勝氏及び関根明子氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、伊井三喜男氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、社外取締役勝浦敦嗣氏及び杉山義勝氏並びに関根明子氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役（社外取締役）杉山義勝氏は公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。
5. 2024年8月22日をもって、代表取締役平岩誠氏は辞任により退任いたしました。なお、退任における重要な兼職は堀田（上海）貿易有限公司董事長、㈱ご馳走屋惣兵衛代表取締役社長であります。

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・及び重要な兼職状況
平 岩 誠	2024年8月22日	辞任	堀田（上海）貿易有限公司董事長 ㈱ご馳走屋惣兵衛代表取締役社長
矢 部 和 秀	2024年6月28日	任期満了	当社常務執行役員管理本部長
下 野 隆 充	2024年6月28日	任期満了	当社執行役員営業本部長兼ファッショントレーナー 事業部長 堀田（上海）貿易有限公司董事

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・及び重要な兼職状況
塩田徹	2024年6月28日	任期満了	RIZAPグループ(㈱)常務取締役 事業・管理統括兼社長室長 RIZAP㈱取締役 MRKホールディングス(㈱)代表取締役社長 BRUNO(㈱)取締役 SDエンターテイメント(㈱)取締役 RIZAPビジネスイノベーション(㈱)代表取締役社長 REXT(㈱)代表取締役会長兼社長執行役員 REXT Holdings(㈱)代表取締役会長兼社長執行役員 RIZAPテクノロジーズ(㈱)代表取締役会長 夢展望(㈱)取締役会長 健康コミュニケーションズ(㈱)代表取締役社長 (㈱)サンケイリビング新聞社取締役 (㈱)湘南ベルマーレ取締役 RIZAPインターナショナル(㈱)代表取締役社長 RIZAP ENGLISH(㈱)取締役 RIZAP USA INC. CEO (㈱)アンティローザ代表取締役会長 RIZAPインベストメント(㈱)代表取締役会長
小島茂	2024年6月28日	任期満了	小島社会保険労務士事務所代表 (㈲)プラン・ドゥ・シー代表取締役社長 SDエンターテイメント(㈱)社外取締役監査等委員 MRKホールディングス(㈱)社外取締役監査等委員
大塚一暁	2024年6月28日	任期満了	大塚・川崎法律事務所代表 SDエンターテイメント(㈱)社外取締役監査等委員 MRKホールディングス(㈱)社外取締役監査等委員

③ 責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役全員（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容

当社における役員等賠償責任保険は、親会社であるRIZAPグループ(㈱)が保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- 当該保険契約は親会社であるRIZAPグループ(㈱)でグループ各社を含め包括的に契約しており、保険料についても全額RIZAPグループ(㈱)が負担しております

す。

- ・被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填することとしております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害賠償については、補填の対象外となっております。
- ・当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、執行役員等の主要な業務者です。

⑤ 取締役の報酬等の総額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2022年6月16日開催の取締役会において、グループ役員報酬決定に関する基本方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員で構成される監査等委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

a. 基本方針

1. 堀田丸正グループの業績及び企業価値の維持、向上を重視した報酬とする。
2. 業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材の確保、維持できる報酬水準とする。
3. 説明責任の果たせる透明性、公正性を重視した報酬とする。

b. 基本報酬（固定報酬）に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬：基本報酬の水準は他社水準を参考として設定し、各取締役の報酬については業績、役割や責務を勘案して決定する。

監査等委員である取締役報酬：常勤、非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して決定する。

c. 業績連動報酬等（賞与）に関する方針

賞与総額は当社の業績に応じて設定し、各取締役の賞与については単年度の連結業績、担当部門業績及び当該取締役の貢献度合いに応じて支給するものとする。但し単年度の業績等から下限は不支給とする。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）：固定報酬（基本報酬）及び業績連動報酬（賞与）で構成する。

ただし、社外取締役、非常勤取締役については監督機能強化の観点から基本報酬のみで構成する。

監査等委員である取締役：企業の業績に左右されず取締役の職務の執行を監査する立場を考慮し、固定報酬（基本報酬）のみで構成する。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等は、株主総会で承認された額の範囲内で監査等委員会において6月の定例取締役会までに審議、答申後、定時株主総会後の臨時取締役会で審議され決定する。また、報酬の支給開始時期は6月からとする。

監査等委員である取締役の個人別報酬等は、株主総会で承認された額の範囲内で監査等委員会の協議において決定する。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

役員報酬に関する決定プロセスの透明性、公正性を確保するために、取締役会の諮問機関として監査等委員会を設置している。監査等委員会は、常勤取締役1名、社外取締役2名で構成され、審議の客觀性を確保するために委員長は社外取締役が務め、役員報酬の方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容について審議、答申を行っております。

口. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）	
			基本報酬	業績連動報酬
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	4 (1)	9,100 (2,400)	9,100 (2,400)	— (—)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	5 (2)	7,800 (4,800)	7,800 (4,800)	— (—)
合 計 (うち社外取締役)	9 (3)	16,900 (7,200)	16,900 (7,200)	— (—)

(注) 1. 期末現在の人員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名、監査等委員である取締役3名であります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役の員数は11名ですが、無支給者が2名いるため支給員数と相違しております。

4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2022年6月28日開催の定時株主総会において月額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名であります。

5. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2022年6月28日開催の定時株主総会において月額2,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名であります。

- ハ. 当事業年度中に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。
- ニ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額
当事業年度において、社外取締役及び役員を兼任する親会社または子会社等から、役員報酬として受けた報酬等の総額は2,700千円あります。

⑥ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	勝 浦 敦 嗣	弁護士法人勝浦総合法律事務所 ㈱ダイレクト・リンク	代表社員 社外取締役
取締役（監査等委員）	杉 山 義 勝	㈱足利銀行 ㈱DYM	社外取締役（監査等委員） 監査役
取締役（監査等委員）	関 根 明 子	㈱Aer	代表取締役

(注) 各法人等との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役 勝浦敦嗣	当事業年度開催の取締役会13回中全てに出席いたしました。弁護士としての法的視点及び企業法務に関する幅広い見識から、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、経営の監視を遂行する適切な役割をはたしております。
取締役（監査等委員） 杉山義勝	2024年6月28日就任以降、当事業年度開催の取締役会10回中全てに、また、監査等委員会10回中全てに出席いたしました。主に公認会計士の専門的知識と見識から、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、経営の監視を遂行する適切な役割をはたしております。監査等委員会においては、会計システム並びに内部監査について適宜、必要な質問や提言を行い、その改善に貢献しております。
取締役（監査等委員） 関根明子	2024年6月28日就任以降、当事業年度開催の取締役会10回中のうち9回に、また、監査等委員会に10回中のうち9回に出席いたしました。企業経営者として幅広い見識から取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、経営の監視を遂行する適切な役割をはたしております。監査等委員会においては、経営者としての幅広い経験に基づき、当社のマネジメント体制や業務執行状況について適宜、多角的な視点から助言や提言を行い、その改善と強化に貢献しております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

双葉監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	15百万円
・当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分していないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社である堺田（上海）貿易有限公司については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

該当事項はありません。

(5) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、創業以来株主への利益還元を重要な課題として経営してまいりました。この方針の下、経営状況に応じた「安定配当の継続」及び「事業基盤強化に向けた内部留保の活用」を実現すべく、親会社であるRIZAPグループ株式会社の配当性向を鑑み、親会社株主に帰属する当期純利益の20%を配当性向の基本方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、業績の向上に鋭意努めてまいりましたが、当期の業績を勘案いたしまして、誠に不本意ではございますが、無配とさせていただきました。引き続き業績の回復に全社をあげて対処し、早期に復配できますよう努力してまいります。

備考

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	3,112,522	流 動 負 債	627,305
現 金 及 び 預 金	474,747	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	280,779
受 取 手 形	22,937	電 子 記 録 債 務	210,055
売 掛 金	376,591	未 払 法 人 税 等	8,126
電 子 記 録 債 権	107,644	そ の 他	128,344
商 品 及 び 製 品	937,763	固 定 負 債	27,467
原 材 料 及 び 貯 藏 品	43,002	繰 延 税 金 負 債	4,574
短 期 貸 付 金	1,110,000	資 产 除 去 債 務	9,899
そ の 他	50,770	そ の 他	12,993
貸 倒 引 当 金	△10,935	負 債 合 計	654,773
固 定 資 産	217,642	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	117,107	株 主 資 本	2,587,590
建 物	15,353	資 本 金	100,000
工 具、器 具 及 び 備 品	18,368	資 本 剰 余 金	3,236,690
土 地	75,141	利 益 剰 余 金	△359,519
そ の 他	8,244	自 己 株 式	△389,580
投 資 そ の 他 の 資 産	100,535	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	87,800
投 資 有 価 証 券	51,318	そ の 他 有 価 証 券 評 價 差 額 金	8,650
そ の 他	133,528	為 替 換 算 調 整 勘 定	79,150
貸 倒 引 当 金	△84,311	純 資 産 合 計	2,675,391
資 产 合 計	3,330,164	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,330,164

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

科 目		金 額	
		千円	千円
売上高			3,098,781
売上原価			2,089,072
売上総利益			1,009,708
販売費及び一般管理費			1,364,880
営業損失(△)			△355,172
営業外収益			
受取利息		61,636	
受取配当金		1,547	
その他の		4,661	
営業外費用			67,846
支払利息		151	
株主優待関連費用		5,500	
為替差		6,883	
その他の		782	13,318
経常損失(△)			△300,644
特別損失			
貸倒引当金繰入		57,197	
構造改革費用		40,011	97,209
税金等調整前当期純損失(△)			△397,853
法人税、住民税及び事業税		7,071	9,466
当期純損失(△)			△407,319
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△407,319

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

堀田丸正株式会社
取締役会 御中

双葉監査法人
東京都新宿区
代表社員 公認会計士 岩野 裕司
業務執行社員 梅澤 茂仁
業務執行社員 公認会計士 梅澤 茂仁

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、堀田丸正株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、堀田丸正株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第121期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。なお、監査等委員の交代する前の2024年4月1日から2024年6月28日（定時株主総会終結時）までの監査については、当時の監査等委員会が実施した監査内容を引継ぎ、その内容を確認のうえ当事業年度の監査報告といたしております。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人双葉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人双葉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

堀田丸正株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 伊 井 三 喜 男 ㊞

監査等委員 杉 山 義 勝 ㊞

監査等委員 関 根 明 子 ㊞

(注) 監査等委員杉山義勝及び関根明子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	2,825,424	流 動 負 債	573,766
現 金 及 び 預 金	315,860	買 掛 金	238,199
受 取 手 形	22,937	電 子 記 録 債 務	210,055
売 掛 金	344,606	未 払 金	70,304
電 子 記 録 債 権	107,644	未 払 費 用	28,881
商 品 及 び 製 品	842,047	そ の 他	26,325
原 材 料 及 び 貯 藏 品	43,002	固 定 負 債	27,467
前 渡 金	2,565	繰 延 税 金 負 債	4,574
前 払 費 用	18,591	資 産 除 去 債 務	9,899
短 期 貸 付 金	1,110,000	そ の 他	12,993
そ の 他	29,127	負 債 合 計	601,234
貸 倒 引 当 金	△10,960	純 資 産 の 部	
固 定 資 産	286,280	株 主 資 本	2,501,820
有 形 固 定 資 産	116,159	資 本 金	100,000
建 物	15,353	資 本 剰 余 金	3,306,691
工 具、器 具 及 び 備 品	17,420	資 本 準 備 金	100,000
土 地	75,141	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,206,691
そ の 他	8,244	利 益 剰 余 金	△515,290
投 資 そ の 他 の 資 産	170,121	利 益 準 備 金	109,129
投 資 有 価 証 券	51,318	そ の 他 利 益 剰 余 金	△624,419
関 係 会 社 株 式	21,662	繰 越 利 益 剰 余 金	△624,419
出 資 金	6,020	自 己 株 式	△389,580
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	50,000	評 価 ・ 換 算 差 額 等	8,650
そ の 他	125,520	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	8,650
貸 倒 引 当 金	△84,399	純 資 産 合 計	2,510,471
資 产 合 计	3,111,705	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,111,705

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

科 目	金 額
	千円
売 上 高	2,715,239
売 上 原 価	1,805,402
売 上 総 利 益	909,837
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,231,215
當 業 損 失 (△)	△321,377
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	61,929
受 取 配 当 金	1,547
そ の 他	2,299
當 業 外 費 用	65,776
支 払 利 息	86
株 主 優 待 関 連 費 用	5,500
為 替 差 損	6,012
そ の 他	776
經 常 損 失 (△)	12,376
特 別 損 失	△267,977
貸 倒 引 当 金 繰 入	57,197
構 造 改 革 費 用	24,947
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	82,144
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△350,122
当 期 純 損 失 (△)	9,466
	9,466
	△359,588

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

堀田丸正株式会社
取締役会 御中

双葉監査法人
東京都新宿区

代表社員 公認会計士 岩野裕司
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 梅澤茂仁

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、堀田丸正株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 事業目的の追加

- ・変更の目的：今後の事業展開、事業内容の多角化に対応するため、定款第2条（目的）について事業目的の追加・変更等を行うものであります。

2. 発行可能株式数の変更

- ・変更の目的：当社の事業拡大等に備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第6条の発行可能株式総数を 238,560,000株に変更するものであります。これにより、成長投資機会に迅速に対応できる体制を構築いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～4 (条文省略) 5. 医薬品、医薬部外品、化粧品、衛生用品、介護用品、介護機器ならびに <u>医療機器</u> の販売 6～19. (条文省略) 20. 不動産売買、賃貸借、仲介および管理 21～22 (条文省略) 23. (新設) 24. (新設) 25. (新設) 26. (新設) 27. (新設) 28. (新設) 29. (新設) 第3条～第5条 (条文省略)	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～4 (現行通り) 5. 医薬品、医薬部外品、化粧品、衛生用品、介護用品、介護機器、 <u>医療機器および医療用消耗品</u> の販売および輸出入 6～19. (現行通り) 20. 不動産売買、賃貸借、仲介および管理ならびに建売業 21～22 (現行通り) 23. <u>有料老人ホームの経営管理業</u> 24. <u>調剤薬局、ドラッグストアの経営</u> 25. <u>薬局経営のコンサルティング業務</u> 26. <u>薬剤師の教育に関する業務</u> 27. <u>旅館、ホテル、飲食店の経営</u> 28. 古物商 29. 前各号に附帯する一切の業務 第3条～第5条 (現行通り)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>6,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>2億3,856万株</u> とする。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了になります。

また、取締役平岩誠氏は2024年8月22日付けで辞任により退任いたしました。

つきましては、経営体制の強化のため2名増員し、社外取締役1名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	つか がわ まさ き 喜 (1988年3月3日生) ※新任	2012年5月 株式会社アビタシオン取締役 2015年2月 有限会社南陵商事取締役 2017年6月 株式会社BUZ設立代表取締役（現任） 2018年11月 有限会社メディカルファースト取締役 2024年10月 医療法人社団横田矯正歯科クリニックオーナー（現任）	一株

【取締役候補者とした理由】
塙川仁喜氏は、これまでに複数社の取締役を歴任されており、その豊富な経営経験と組織運営に関する知見は、当社の取締役会の多様性と実効性を高める上で極めて重要であると判断いたしました。特に、会社法に深く精通されており、コーポレートガバナンス体制の構築・運用、および法令遵守の観点から、当社の経営活動に対し的確かつ公正な助言をいただけると期待しております。当社の業界における直接的な経験はございませんが、これまでの取締役としての経験を通じて培われた経営全体を俯瞰する視点、戦略的思考力、そして変化への適応力は、当社の持続的成長に不可欠です。社外の視点から、当社の経営基盤を強化し、透明性の高い経営を実現するために、同氏の専門知識と客観的な判断力は大きな貢献をもたらすものと確信しております。よって、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
	なる さこ よし ひろ 成 迫 好 洋 (1961年1月24日生) ※新任	1983年5月 株式会社九州リースサービス入社 1996年12月 キューサイ株式会社入社 2017年11月 株式会社TMH社外監査役（現任） 2020年9月 株式会社Be win社外監査役（現任） 2023年2月 株式会社TMH常勤監査役（現任）		一株
【取締役候補者とした理由】				
2	成迫好洋氏は、現在、複数の会社の監査役を現任されており、その豊富な監査役経験を通じて、企業統治のあり方、内部統制システムの有効性、および法令遵守体制の構築に関して深い知見を有しております。同氏は、監査役として培われた高い独立性と客観的な視点を持ち合わせており、会社の業務執行に対する監視・監督機能を強化し、透明性の高い経営体制を確立する上で不可欠な存在であると判断いたしました。特に、会社法をはじめとする関連法令への深い理解は、当社の経営におけるリスク管理とコンプライアンスの徹底に大きく貢献するものと期待されます。監査役として培われた牽制機能と専門的視点を経営戦略の策定・実行に活かし、企業価値の持続的な向上に繋げてまいります。よって、取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
3	よし い せい じ 吉井盛治 (1963年9月26日生) ※新任	2012年5月 株式会社アビタシオン会長 オーナー兼相談役 2012年12月 医療法人健康長寿会理事 2014年11月 株式会社セントベーネマネジメント代表取締役 2015年2月 医療法人善志会理事 2015年6月 ビジネス・ワンホールディングス株式会社社外取締役 2025年3月 合同会社エンヴィー設立代表社員（現任）		一株
【取締役候補者とした理由】				
	吉井盛治氏は、これまでに代表取締役として企業経営を牽引した豊富な経験を有しております。その卓越したリーダーシップと事業推進力により、企業を成長軌道に乗せた確かな実績を残されました。加えて、社外取締役としての知見も持ち合わせており、客観的かつ多角的な視点から企業統治に参画されてきました。これらの経験は、当社の経営全般にわたり多角的な助言を与え、持続的な成長を実現するための重要な推進力となると期待されます。当社の企業価値向上に大きく貢献いただくため、取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	大原和司 (1964年1月22日生) ※新任	<p>1987年4月 住友不動産入社 2003年12月 株式会社株式会社ビー・ビーシステムズ社外監査役（現任） 2004年10月 株式会社リサ・パートナーズ入社 2006年1月 株式会社フィールド・アセットマネジメント代表取締役（現任） 2006年11月 株式会社玄海キャピタルマネジメント取締役 2012年4月 株式会社長寿と健康の杜代表取締役社長 2014年7月 株式会社アビタシオン専務取締役 2019年9月 株式会社アビタシオン会長 2023年6月 株式会社アビタシオン相談役 2024年10月 株式会社がぎゅう取締役（現任）</p>	-株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
<p>大原和司氏はこれまでに長年にわたり監査役として、企業の監査体制や内部統制システムの構築・運用に深く貢献してまいりました。その中で培われた高い独立性と客観的な視点、並びに法令遵守に関する深い知見は、当社の経営基盤を搖るぎないものとする上で不可欠な要素です。加えて、現在も取締役として経営の実務に携わっており、事業戦略の立案から実行、組織運営に至るまで、経営全般にわたる豊富な経験と卓越したリーダーシップを有しております。異なる役割での経験から得られた多角的な視点は、経営の効率性と健全性を両立させるための貴重な視点をもたらします。監査役としての厳格な視点と、取締役としての実践的な経営手腕を融合した知見は、取締役の職務執行に対する監督や助言、並びに客観的・中立的な立場で役員候補者の選定や役員報酬の決定等への関与、監督をいただく上で極めて重要です。よって、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 大原和司氏は社外取締役候補者であります。
なお、大原和司氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、各氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
3. 当社は、大原和司氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。
4. 当社における役員等賠償責任保険は、親会社であるRIZAPグループ㈱が保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。
当該保険契約の内容は以下のとおりです。
- ・当該保険契約は親会社であるRIZAPグループ㈱でグループ各社を含め包括的に契約しており、保険料についても全額RIZAPグループ㈱が負担しております。
 - ・被保険者である対象役員が、その職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。
 - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、被保険者による犯罪行為等に起因する損害賠償については、補填の対象外となっております。
 - ・各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役杉山義勝氏および関根明子氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。

つきましては、後任として新たに監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
	みや ざき ひろ し 宮崎 寛司 (1962年10月26日生) ※新任	1988年8月 司法書士下川真一事務所入所 1993年4月 司法書士宮崎寛司事務所開設代表 2007年8月 プラス事務所司法書士法人代表社員（現任） 2017年10月 株式会社プラスらいふパートナーズ代表取締役（現任）	一株
1	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 宮崎寛司氏は、長年にわたり司法書士として、不動産登記、商業登記をはじめとする幅広い法律実務に精通しております。特に、会社法関連の知識と登記実務への深い理解は、当社の法務面におけるリスク管理体制の強化に大きく貢献すると期待しております。同氏は、これまでの経験を通じて培われた公正かつ客観的な視点を有しており、当社の業務執行に対する適法性の監査と取締役会の監督機能の強化に寄与するものと判断いたしました。また、社外の専門家として、当社のコーポレートガバナンスの一層の充実を図る上で、適切な助言及び監督をいただけるものと確信し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

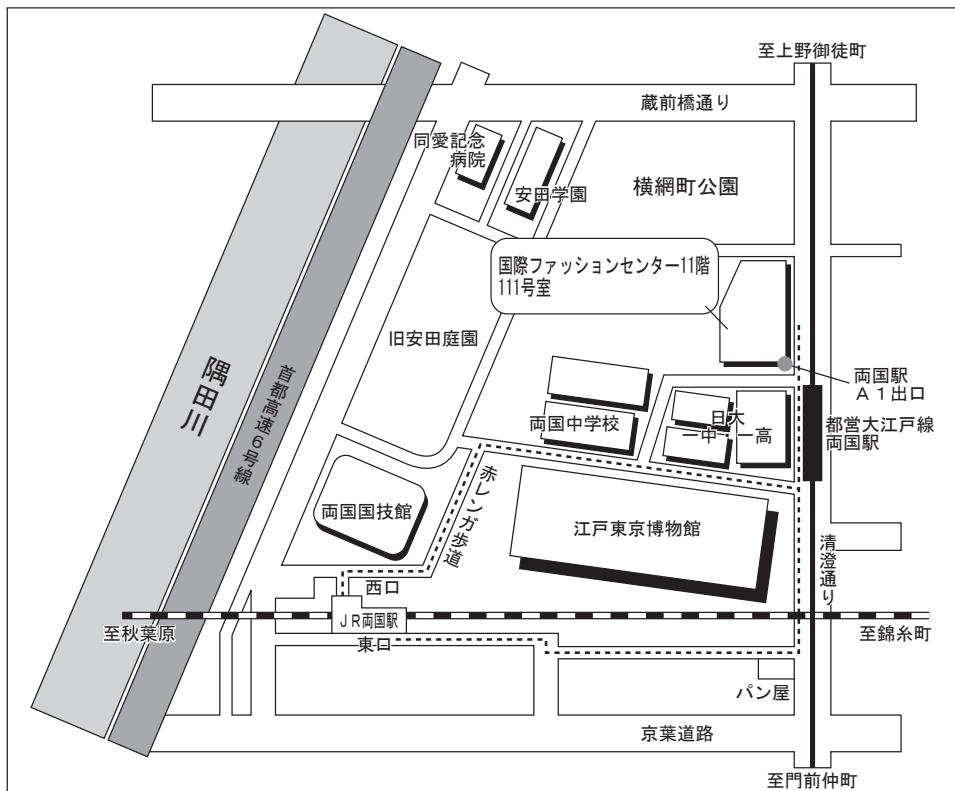
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	<p style="text-align: center;">たか はし たけ し 高 橋 壮 志 (1971年3月8日生) ※新任</p> <p>2000年10月 檢事任官 2010年5月 弁護士登録 2011年5月 高橋谷澤法律事務所代表 2011年7月 株式会社勝光山鉱業所社外監査役（現任） 2011年7月 株式会社勝光山運輸社外監査役（現任） 2013年1月 弁護士法人若狭・高橋法律事務所共同代表 2017年7月 社会福祉法人嘉祥会評議員（現任） 2018年6月 株式会社アイロムグループ社外取締役（監査等委員）（現任） 2018年12月 銀座高橋法律事務所代表（現任） 2019年4月 株式会社アセツツプレイン社外取締役（現任）</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 高橋壮志氏は弁護士としての豊富な経験を通じて、今日の複雑な企業経営において不可欠なコンプライアンス意識の徹底や公正な意思決定の構築に関する深い知見を有しております。当社の持続的な成長には、より強固なガバナンス体制が不可欠であると認識しており、同氏の専門性と実務経験がこの課題の解決に大きく貢献するものと期待しております。同氏を監査等委員である社外取締役に専任することで、社外の独立した専門家の視点を取り入れ、取締役会の議論に多様性をもたらし、経営の透明性を高めるとともに、より適切な経営判断を促すことができるものと判断いたしました。以上の理由から、当社のコーポレートガバナンス体制の強化、ひいては企業価値の向上に資すると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	一株	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
	や ひろ みつ よし 八尋光良 (1973年11月22日生) ※新任	2001年10月 弁護士登録 2001年10月 岩崎・多川法律事務所入所 2006年4月 八尋光良法律事務所開設代表（現任） 2008年5月 株式会社ビー・ビーシステムズ監査役（現任） 2012年5月 株式会社アビタシオン監査役（現任）	一株
3	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 八尋光良氏は、長年にわたり弁護士として、企業法務全般、M&A、紛争解決など、幅広い法律実務に精通しております。特に、会社法や金融商品取引法に関する深い知識と、多様なクライアントへの助言経験は、当社の経営における法的リスクマネジメント体制の強化に大きく貢献するものと期待しております。同氏は、これまで弁護士としての経験を通じて培われた高い独立性と客観的な視点を有しており、当社の業務執行に対する適法性の監査と取締役会の助言機能の強化に寄与するものと判断いたしました。社外の法律専門家として、当社のコーポレートガバナンスの一層の充実を図る上で、適切な助言及び監督をいただけるものと確信し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 宮崎寛司氏、高橋壮志氏及び八尋光良氏は、社外取締役候補者であります。
 なお、宮崎寛司氏、高橋壮志氏及び八尋光良氏は、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、各氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
 3. 当社は、宮崎寛司氏、高橋壮志氏及び八尋光良氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。
 4. 今回の株主総会において、新たな監査等委員である取締役が選任されることを条件として、現在の監査等委員である取締役の杉山義勝氏、および閑根明子氏は辞任される予定です。
 5. 当社における役員等賠償責任保険は、親会社であるRIZAPグループ㈱が保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。
 当該保険契約の内容は以下のとおりです。
 • 当該保険契約は親会社であるRIZAPグループ㈱でグループ各社を含め包括的に契約しており、保険料についても全額RIZAPグループ㈱が負担しております。
 • 被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。
 • 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、被保険者による犯罪行為等に起因する損害賠償については、補填の対象外となっております。
 • 各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以上

会場のご案内



交通機関

J R 総武線「両国駅」下車

東口改札 改札を出て左折、線路沿い直進し、つきあたり
(清澄通り) を左折。徒歩約 7 分

西口改札 両国国技館・江戸東京博物館の間の歩行者道路
(赤レンガ歩道) に沿って徒歩約 7 分

地下鉄都営大江戸線「両国駅」下車

「A 1」出口直結